議案第70号

養父市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正 する条例の制定について

養父市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例 を次のように定める。

令和4年12月7日提出

養父市長 広瀬 栄

養父市条例第 号

養父市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正 する条例

養父市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例(平成16年養父市条例 第188号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第3条中「第36条の2」を「第36条の3」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第70号 養父市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照条文(下線の部分は改正部分)

現 行 改 案 正 (趣旨) (趣旨) 第1条 この条例は、養父市営土地改良事業に要する経費について、地方自治 第1条 この条例は、養父市営土地改良事業に要する経費について、地方自治 法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき分担金を徴収するほか、土 法(昭和22年法律第67号)第224条の規定に基づき分担金を徴収するほか、土 地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。)第96条の4において 地改良法(昭和24年法律第195号。以下「法」という。) 第96条の4において 準用する法第36条第1項及び第36条の2第1項の規定による経費等の賦課徴 準用する法第36条第1項及び第36条の3第1項の規定による経費等の賦課徴 収に関し、必要な事項を定めるものとする。 収に関し、必要な事項を定めるものとする。 (特別徴収金) (特別徴収金) 第3条 法第96条の4において準用する法第36条の2第1項の規定による特別 第3条 法第96条の4において準用する法第36条の3第1項の規定による特別 徴収金を徴収する。 徴収金を徴収する。